

第1条 （個人情報の収集・保有・利用）

契約者（申込者及び連帯債務者。以下同じ。）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ。）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社ならびに提携機関が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

① 所定の申込書に契約者が記載した契約者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況

② 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数

③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況

④ 本契約に関する契約者の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、契約者が申告した契約者の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況

第2条 （個人情報の利用）

契約者は、当社が下記の目的のために第1条①②の個人情報を利用することに同意します。

- ① 当社の各種新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのため
- ② 当社の事業における市場調査、商品開発のため
- ③ 当社の各種宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のため

※ なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（パンフレットの備え付等）によってお知らせしております。

第3条 （個人信用情報機関への登録・利用）

- ① 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、契約者及び契約者の配偶者の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から依頼された情報を含みます。）が登録されている場合には、貸金業法第13条等により、契約者の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- ② 契約者の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項 目	会社名	株式会社シー・アイ・シー (略称CIC)	株式会社日本信用情報機構 (略称JICC)
1. 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報		契約内容に関する情報等が登録されている期間	契約内容に関する情報等が登録されている期間
2. 本契約に係る申込みをした事実		信用情報を照会した日より6カ月間	信用情報を照会した日より6カ月以内
3. 本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中及び契約終了後5年以内（ただし、債務の支払いを延滞した事実に係る情報については契約期間中及び契約終了後5年間）	契約期間中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
4. 債務の支払を延滞した事実			

- ③ 加盟機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

1) 株式会社シー・アイ・シー（略称CIC） ※貸金業法に基づく指定信用情報機関
〒160 - 8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15F
フリーダイヤル：0120-810-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

2) 株式会社日本信用情報機構（略称JICC） ※貸金業法に基づく指定信用情報機関
〒110 - 0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
フリーダイヤル：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- ④ 上記加盟機関へ登録する情報は、本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証の番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等）、※1及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）となります。また、これらの項目以外に、※2**官報情報**、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信白肅申出等の本人申告情報が登録されます。
- ※1※2の下線部分については株式会社日本信用情報機構の場合のみ該当します。

- ⑤ 提携機関の名称、住所、問合せ電話番号は以下のとおりです。
- 全国銀行個人信用情報センター（略称全銀協）
〒100 - 8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL：03-3214-5020 ホームページアドレス：(https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第4条 （個人情報の開示・訂正・削除）

- ① 契約者は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- 1) 当社に開示を求める場合には、第7条記載の窓口までご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（重要事項説明）によってもお知らせしております。
- 2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。
- ② 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第5条 （本同意条項に不同意の場合）

当社は、契約者が本契約の必要な記載事項（契約書表面で契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第6条 （利用・提供中止の申出）

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第7条 （個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての契約者の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記窓口までお願いします。

株式会社カシワバラ・アシスト
〒108-0075 東京都港区港南1-2-7 0品川シーズンテラス18階
TEL：0120-035-235
FAX：03-5782-7936

第8条 （本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条②に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条 （条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

私は、金融機関に行った事前審査申込み（以下「事前申込み」といいます。）について、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の審査を受けるため、機構に対して、この事前申込みに係る情報を提供することに同意します。また、金融機関から情報の提供を受けた機構が、下記1及び2のとおり当該個人情報を取り扱うこと並びに下記3のとおり個人信用情報機関を利用することについて同意の上、この申込みをします。

私は、機構が、機構（住宅金融公庫を含みます。）の融資、貸付債権の譲受け又は住宅融資保険の付保に係る業務を通じて既に取得し、又は取得する私の個人情報をこの事前申込みに基づく貸付予定債権の譲受けに係る与信判断のために利用することについて同意します。

私は、入居家族、担保提供者、工事請負事業者担当者、売買契約書等に記載された売主その他第三者（以下「関係者」といいます。）に関する個人情報について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、金融機関に提供すること及び金融機関が機構に提供することについて本人の同意を得た上で、金融機関に提供します。

記

- 1 機構が個人情報を利用する業務の内容及び目的

機構は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）に基づき、金融機関から提供を受けた申込本人及び連帯債務者（以下「お客さま」といいます。）並びに関係者の個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

なお、機構は、この事前申込みに基づく貸付予定債権を譲り受けないこととした場合でも、提供を受けたお客さまの個人情報をこの同意書の各条項に基づいて利用、提供することがあります。

- (1) 業務内容

- ・住宅の建設等に必要な資金の貸付けを行った金融機関からの貸付債権の譲受け
- ・その他これらに付随する業務

- (2) 利用目的

- ・お客さまの本人確認やこの事前申込み内容が譲受けのための条件等を満たしていることの確認のため
- ・金融機関からの貸付予定債権の事前申込み等に係る与信判断のため
- ・貸付予定債権の事前申込み等の対象となる住宅等の審査のため
- ・期日管理等お客さまとの継続的な取引における管理のため
- ・お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- ・市場調査や分析・統計の実施のため
- ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- ・ダイレクトメールの送付等による機構に関連する商品又はサービスに関する各種ご案内・ご提案のため（お客さまが送付等を希望した場合に限りです。）
- ・その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

- 2 機構から第三者への個人情報の提供

機構は、金融機関から提供を受けた個人情報を、下表に掲げる第三者に提供する場合及び個人情報の保護に関する法律第69条第2項に規定される場合を除き、第三者に提供することはありません。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報	提供する期間
お客さまが機構の証券化支援事業に係る融資の申込みを行った金融機関	債権の譲渡又は保険・保証の申込みに係る事務	お客さまの属性（氏名及び生年月日）、金融機関（取扱店）名、物件の所在地、借入申込等の日、借入金額、借入金の使途	この申込みの日から返済が終了する日の5年後の年度末まで
団体信用生命保険・共済の引受保険会社及び全国共済農業協同組合連合会	団体信用生命保険・共済のご案内、加入意思確認、引受等の事務	お客さまの属性（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、健康状態等）、貸付条件（返済期間、借入希望額、融資額等） （事前審査時に団体信用生命保険を申し込むお客さまについて提供します。）	この申込みの日から返済が終了する日まで

- 3 個人信用情報機関の利用

- (1) 機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関にお客さまの個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含みます。）が登録されている場合には、機構がそれを与信取引上の判断（返済能力の調査をいいます。以下同じ。）のために利用します。
- (2) 機構がこの事前申込みに関して、機構の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、その利用した日及びこの申込みの内容等が同機関に1年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- (3) (1)及び(2)に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- ①機構が加盟する個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター（https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/) TEL 03-3214-5020
株式会社日本信用情報機構（https://www.jicc.co.jp/) TEL 0570-055-955
- ②全国銀行個人信用情報センターと提携する個人信用情報機関
株式会社日本信用情報機構（https://www.jicc.co.jp/) TEL 0570-055-955
株式会社シー・アイ・シー（CIC）(https://www.cic.co.jp/) TEL 0120-810-414
- ③株式会社日本信用情報機構と提携する個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター (https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/) TEL 03-3214-5020
株式会社シー・アイ・シー（CIC）(https://www.cic.co.jp/) TEL 0120-810-414

- 4 個人情報の開示、訂正及び利用停止

お客さまは、機構又は3に記載した個人信用情報機関に対し、各々が保有し訂正等の権限を有するお客さまの個人情報について開示を請求することができます。個人情報の内容が事実と異なる場合は、個人情報の訂正又は追加を求めることができます。機構又は個人信用情報機関は、合理的な期間内にこの開示、訂正等に応じます。開示、訂正等を求めるときの手続及び個人情報の開示に係る手数料の額は、各々のホームページ等で掲示しています。

また、お客さまは、機構に対し、同意に基づかない第三者提供など個人情報保護法の規定に違反しているとの理由によりお客さまの個人情報の利用停止を請求することができます。この請求に理由があると機構が判断したときは、機構は遅滞なく、第三者提供等の利用を停止します。

- 5 お問合せ窓口

機構が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等に関するお問合せは、下記の間合せ窓口で受け付けます。

- (1) 機構の店頭 https://www.jhf.go.jp/privacy/contact.html
- (2) 機構のホームページ https://www.jhf.go.jp/
- インターネット環境がないお客さまにおかれましては、下記の電話番号にて間合せ窓口をご案内いたします。
東京都文京区後楽1-4-10 住宅金融支援機構 CS・事務管理部（本店ビル内）03-5800-8408

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）金利引継特約付き

【フラット３５】の特徴及び注意事項について

ご記入日	年	月	日
------	---	---	---

金融機関名 株式会社カシワバラ・アシスト 御中

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）金利引継特約付き【フラット３５】の特徴及び注意事項について了承の上、この住宅ローンを利用します。
(それぞれご本人様にご署名ください)

お申込人		連帯債務者	
------	--	-------	--

(説明担当者使用欄)

お客様にご説明されたご担当者の方が、下記の欄を必ずご記入ください。

説明日	年	月	日	会社名（屋号）	未来モーゲージ株式会社
-----	---	---	---	---------	-------------

説明者（個人名を ご記入ください）	
----------------------	--

この住宅ローンは、住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。

ご利用にあたり、下記「金利引継特約付き【フラット３５】の特徴」及び「金利引継特約付き【フラット３５】の注意事項」をご確認ください。

1.金利引継特約付き【フラット３５】の特徴

【長期優良住宅、予備認定マンション又は管理計画認定マンションであることの確認】

- (1) 金利引継特約付き【フラット３５】は、長期優良住宅、予備認定マンション又は管理計画認定マンションの認定を受けた住宅が対象となり、適合証明機関から発行される適合証明書において、「フラット３５維持保全型の基準の適用」欄の「適用する基準」欄（【フラット３５】リノベの場合は「性能の向上に係るリフォーム工事の種別」欄（※１）において、「長期優良住宅」、「予備認定マンション」又は「管理計画認定マンション」の項目に適合していることが確認できる必要があります（※２）。
- (※１) 【フラット３５】リノベで管理計画認定マンションを取得するときは、「性能の向上に係るリフォーム工事の種別」欄の記載によらず、以下のいずれかに該当する必要があります。
- ・融資対象住宅に係る管理計画認定通知書を提出し、当該通知書が融資対象住宅のものであると確認できること。
 - ・融資対象住宅が管理計画認定マンションの認定を取得していることが確認できること。
- (※２) 以下の場合は、取扱いが異なります。
- ・土砂災害特別警戒区域内に新築住宅の建設又は購入をする場合
 - ・災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域内又は災害危険区域内の地すべり防止区域内に新築住宅の建設又は購入をする場合
 - ・都市再生特別措置法第 88 条第 5 項に基づく公表の措置を受けている新築住宅の建設又は購入をする場合

【債務の承継】

- (2) 融資対象住宅の譲渡と併せて当該融資対象住宅を取得する第三者に金利引継特約付き【フラット３５】の債務を承継することができます。ただし、当該債務の承継については機構における審査が必要であり、審査の結果によっては、当該債務の承継を行うことができない場合があります。

【適用金利】

- (3) 金利引継特約付き【フラット３５】は、返済期間（20 年以下又は 21 年以上）、融資率（9 割以下又は 9 割超）及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。
- なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（満 80 歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新 3 大疾病付機構団信の加入者が満 75 歳に達して 3 大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも融資金利は変更されません。
- (4) 金利引継特約付き【フラット３５】は、【フラット３５】S 等の金利引下げメニューがあり、それぞれの金利引下げメニューごとに技術基準等の適用要件、金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。また、複数の金利引下げメニューを利用する場合は、組み合わせによって適用される金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。
- (5) 金利引継特約付き【フラット３５】の融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時（資金交付時）の金利が適用されます。

【団体信用生命保険】

- (6) 金利引継特約付き【フラット３５】の団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（デュエット（ペア連生））」及び「新 3 大疾病付機構団信」があり、そのいずれかを選択し、ご加入いただけます。また、加入後の変更はできません。
- なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態等お客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。

【適合証明書】

- (7) 原則として、融資対象住宅について、利用する金利引下げメニューに応じた技術基準等に基づく物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。
- なお、物件検査の費用はお客さま負担であり、適合証明機関により異なります。

【住宅ローン債権の譲渡】

- (8) 【フラット３５】は、資金交付と同時に機構に住宅ローン債権が譲渡され、機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。
- (9) 住宅ローン債権を機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件、元金金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わりません。

【繰上返済】

- (1 0) 融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の 1 か月前までに金融機関にお申し出ください。また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額（元金）は 100 万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日です。
- ※ 「住・My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合は、ご返済できる金額は 10 万円以上です。

2.金利引継特約付き【フラット３５】の注意事項

【新住所確認資料の提出】

- (1) 資金交付後、速やかに新住所が確認できる住民票又は印鑑証明書を金融機関に提出してください。

【連絡先及び事情変更があった場合の届出】

- (2) 資金交付後、氏名又は電話番号を変更する場合や、やむを得ない事情により住所を変更する場合は、金融機関にお申し出ください。
- (3) 資金交付後、やむを得ない事情により住宅の一部を店舗・事務所に変更する場合は、変更前に必ず金融機関へご相談ください。なお、店舗・事務所に変更する面積に応じて、融資金の全額又は一部を繰り上げて返済いただく場合があります。

【資金使途違反があった場合の対応】

- (4) 金利引継特約付き【フラット３５】は、お客さまご本人又はそのご親族の方がお住まいになる住宅の建設、購入又は借換えの資金としてご利用いただくものであり、投資用物件（第三者に賃貸する目的の物件等）の取得資金としてはご利用できません。
- 投資用物件の取得資金としてご利用された場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。
- (5) 機構では、転送不要郵便で融資対象住宅あてに融資額残高証明書をお送りすること等により、お客さまご本人又はそのご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認していますので、予めご了承願います。確認の結果、機構の承諾なく第三者に賃貸する等の投資用住宅としての利用や店舗・事務所等の目的外の利用が判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

【虚偽申請があった場合の対応】

- (6) 金利引継特約付き【フラット３５】の融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率（9 割以下又は 9 割超）に応じて異なる融資金利が適用されますので、所要資金額及び融資額はお客さまご本人が必ずご確認ください。また、所要資金額又は融資額に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出ていただく必要があります。万一、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。
- (7) 借入申込時において、金融機関に対して虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合又は機構の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用した場合において、【フラット３５】S 等の金利引下げの適用を受けたときは、その金利引下げによる機構の損失の額又は機構が得ることができなかった額を機構の損害とみなし、その損害の補償として、それらの額を請求いたしますのでご注意ください。

【外国籍の方の申込要件】

- (8) 金利引継特約付き【フラット３５】を外国籍の方がお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」又は「特別永住者」の資格が必要です。万一、永住者又は特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

お客様控え 長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）金利引継特約付き 【フラット35】の特徴及び注意事項について

金融機関名 株式会社カシワバラ・アシスト

この住宅ローンは、住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。

ご利用にあたり、下記「金利引継特約付き【フラット35】の特徴」及び「金利引継特約付き【フラット35】の注意事項」をご確認ください。

1. 金利引継特約付き【フラット35】の特徴

【長期優良住宅、予備認定マンション又は管理計画認定マンションであることの確認】

(1) 金利引継特約付き【フラット35】は、長期優良住宅、予備認定マンション又は管理計画認定マンションの認定を受けた住宅が対象となり、適合証明機関から発行される適合証明書において、「フラット35維持保全型の基準の適用」欄の「適用する基準」欄（【フラット35】リノベの場合は「性能の向上に係るリフォーム工事の種別」欄（※1）において、「長期優良住宅」、「予備認定マンション」又は「管理計画認定マンション」の項目に適合していることが確認できる必要があります（※2）。

(※1) 【フラット35】リノベで管理計画認定マンションを取得するときは、「性能の向上に係るリフォーム工事の種別」欄の記載によらず、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ・融資対象住宅に係る管理計画認定通知書を提出し、当該通知書が融資対象住宅のものであると確認できること。
- ・融資対象住宅が管理計画認定マンションの認定を取得していることが確認できること。

(※2) 以下の場合は、取扱いが異なります。

- ・土砂災害特別警戒区域内に新築住宅の建設又は購入をする場合
- ・災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域内又は災害危険区域内の地すべり防止区域内に新築住宅の建設又は購入をする場合
- ・都市再生特別措置法第88条第5項に基づく公表の措置を受けている新築住宅の建設又は購入をする場合

【債務の承継】

(2) 融資対象住宅の譲渡と併せて当該融資対象住宅を取得する第三者に金利引継特約付き【フラット35】の債務を承継することができます。ただし、当該債務の承継については機構における審査が必要であり、審査の結果によっては、当該債務の承継を行うことができない場合があります。

【適用金利】

(3) 金利引継特約付き【フラット35】は、返済期間（20年以下又は21年以上）、融資率（9割以下又は9割超）及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。

なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（満80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が満75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも融資金利は変更されません。

(4) 金利引継特約付き【フラット35】は、【フラット35】S等の金利引下げメニューがあり、それぞれの金利引下げメニューごとに技術基準等の適用要件、金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。また、複数の金利引下げメニューを利用する場合は、組み合わせによって適用される金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。

(5) 金利引継特約付き【フラット35】の融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時（資金交付時）の金利が適用されます。

【団体信用生命保険】

(6) 金利引継特約付き【フラット35】の団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（デュエット（ペア連生）」）及び「新3大疾病付機構団信」があり、そのいずれかを選択し、ご加入いただけます。また、加入後の変更はできません。

なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態等お客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。

【適合証明書】

(7) 原則として、融資対象住宅について、利用する金利引下げメニューに応じた技術基準等に基づく物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。

なお、物件検査の費用はお客さま負担であり、適合証明機関により異なります。

【住宅ローン債権の譲渡】

(8) 【フラット35】は、資金交付と同時に機構に住宅ローン債権が譲渡され、機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。

(9) 住宅ローン債権を機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件、元利金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わりません。

【繰上返済】

(10) 融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の1か月前までに金融機関にお申し出ください。また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額（元金）は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日です。

※ 「住・My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合は、ご返済できる金額は10万円以上です。

2. 金利引継特約付き【フラット35】の注意事項

【新住所確認資料の提出】

(1) 資金交付後、速やかに新住所が確認できる住民票又は印鑑証明書を金融機関に提出してください。

【連絡先及び事情変更があった場合の届出】

(2) 資金交付後、氏名又は電話番号を変更する場合や、やむを得ない事情により住所を変更する場合は、金融機関にお申し出ください。

(3) 資金交付後、やむを得ない事情により住宅の一部を店舗・事務所に変更する場合は、変更前に必ず金融機関へご相談ください。なお、店舗・事務所に変更する面積に応じて、融資金の全額又は一部を繰り上げて返済いただく場合があります。

【資金使途違反があった場合の対応】

(4) 金利引継特約付き【フラット35】は、お客さまご本人又はそのご親族の方がお住まいになる住宅の建設、購入又は借換への資金としてご利用いただくものであり、投資用物件（第三者に賃貸する目的の物件等）の取得資金としてはご利用できません。

投資用物件の取得資金としてご利用された場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

(5) 機構では、転送不要郵便で融資対象住宅あてに融資額残高証明書をお送りすること等により、お客さまご本人又はそのご親族の方が実際ににお住まいになっていることを定期的に確認していますので、予めご了承願います。確認の結果、機構の承諾なく第三者に賃貸する等の投資用住宅としての利用や店舗・事務所等の目的外の利用が判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

【虚偽申請があった場合の対応】

(6) 金利引継特約付き【フラット35】の融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率（9割以下又は9割超）に応じて異なる融資金利が適用されますので、所要資金額及び融資額はお客さまご本人が必ずご確認ください。また、所要資金額又は融資額に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出ていただく必要があります。万一、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

(7) 借入申込時において、金融機関に対して虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合又は機構の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用した場合において、【フラット35】S等の金利引下げの適用を受けたときは、その金利引下げによる機構の損失の額又は機構が得ることができなかった額を機構の損害とみなし、その損害の補償として、それらの額を請求いたしますのでご注意ください。

【外国籍の方の申込要件】

(8) 金利引継特約付き【フラット35】を外国籍の方がお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」又は「特別永住者」の資格が必要です。万一、永住者又は特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。